

平成26年度 福祉サービスのお知らせ【障がい者福祉編】

福祉タクシー券交付事業	
対象者…身体障害者手帳 1～5 級・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 基本料金分のタクシー券(年間最大で24枚)を交付します。新庄タクシー・最上観光タクシー・介護タクシーもがみで利用できます。	
福祉燃料券交付事業	
対象者…身体障害者手帳 1～5 級・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 1枚当たり10 分の燃料券(年間最大で12枚)を交付します。町内の各給油所で利用できます。	
人工透析者通院交通費助成事業	
対象者…公共交通機関や自家用車等を利用し人工透析療法のため通院している方 通院交通費を、月額3,000円を限度とし通院距離と通院回数に応じて助成します。	
紙おむつ支給事業	
対象者…常時失禁状態となってから3ヶ月以上経過している障がい者を介護している方 紙おむつを基準額の範囲内で支給します。	
在宅酸素療法者支援事業	
対象者…呼吸機能障害による身体障害者手帳(1・2級を除く)保持者で在宅酸素を利用している方 月額1,600円を助成します。	
重度障がい者介護者激励金支給事業	
対象者…障害程度区分が5・6又は同程度の状態にある障がい者を在宅で6ヶ月以上介護している方 年額20,000円の激励金を支給します。	
特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当制度	
対象者…心身に著しい重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を要する方 (特別障害者手当) 月額26,000円 (障害児福祉手当) 月額14,140円 (福祉手当制度) 月額14,140円	
心身障がい児養育手当支給事業	
対象者…特別支援学級又は特別支援学校に在籍し、障がいを事由とする他の手当を受給していない児童 対象児童1人につき、その保護者等に月額3,000円を支給します。	
障害者福祉サービス ※利用は原則1割負担になります。障がいの内容により該当にならない場合があります	
対象者…障がい者(児)、難病患者 ①障害福祉サービス給付事業…施設入所、短期入所、放課後等デイサービス、ホームヘルプ、グループホーム、就労移行支援、自立訓練などのサービスを利用できます。 ②補装具費支給事業…身体の障がいを補うため、障がいの状態に応じて車椅子・補聴器などの補装具費を支給します。	
自立支援医療給付 障がいの軽減や機能回復のための医療給付を受けることができます。	
①更生医療 対象者…心臓・腎臓・肢体などに障がいのある方 ②精神通院医療 対象者…精神科等へ通院されている方 ③育成医療 対象者…身体に障がいのある児童	
日常生活用具給付事業	
対象者…在宅の障がい者で身体障害者手帳をお持ちの方等 特殊寝台、吸引器などを給付します。負担金の額は1割になります。	



●申請・お問い合わせ先……………福祉課総合福祉担当 ☎62-3436